

## 第106回 統計委員会 議事概要

1 日 時 平成29年2月23日（木）9:30～11:00

2 場 所 中央合同庁舎第2号館（総務省）7階 省議室

3 出席者

### 【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、  
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局（総務省）】

原田総務副大臣、笹島総務審議官、横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第102号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」
- (2) 部会の設置について
- (3) 諮問第99号の答申「医療施設調査の変更について」
- (4) 諮問第100号の答申「患者調査の変更について」
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事概要

- (1) 諮問第102号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」

原田総務副大臣から、西村委員長に対し、諮問第102号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」が手交された。

- (2) 部会の設置について

山澤統計委員会担当室長から資料2に基づき、国民経済計算体系的整備部会の設置

について説明が行われ、案のとおり採択され、資料3に基づき、同部会に属すべき委員及び部会長が指名された。また、議事の(1)で諮問された諮問第102号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の審議は、課題によって、基本計画部会、国民経済計算体系的整備部会に分けて付託されることとなった。

これらを受け、山澤統計委員会担当室長から資料4に基づき、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議方針について説明が行われ案のとおり了承された。

(3) 諮問第99号の答申「医療施設調査の変更について」

(4) 諮問第100号の答申「患者調査の変更について」

白波瀬人口・社会統計部会長から資料5及び資料6に基づき、部会での審議状況と答申案の内容説明が行われ、原案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 今回の答申案は、大変良い点がある。それは、行政記録情報の利用によって削除した項目について、どのように補完できるかを利用者にきちんと明示していることである。調査事項の削除については、利用者の観点からは難しい面があるが、今回は利用者にも配慮されているので、他の調査でも、可能であれば同様の対応をお願いしたい。また、オンライン調査の導入に当たって、丁寧に検討されていることは大変良いことである。オンライン調査導入に係る負担感について、かなりの調査経由機関が「業務負担が軽減した」と感じているのは結構なことであるが、「業務負担が増えた」も軽視できない割合となっている。オンライン調査によって必ずしも負担が軽減されるものではないので、今後、業務負担が増えたと感じられる要因についても検討してもらいたい。

→今回は、調査統計に行政記録情報を活用するが、調査統計と行政記録情報は一つのデータセットとして使えるようにするのが本来の姿であり、そのような方向に向かっていくものとする。医療の場合は、調査統計と行政記録情報をうまく連携して統計を作成し、かつ活用することが重要である。今後、医療関係の情報を一層活用する視点から、本調査の統計と行政記録情報との連携を具体的に考えていく必要があるのではないか。

- ・ 今回の件については、部会でも議論があり、目指すべき方向性として異論はない。ただ、物事を変えるには様々な過渡期のコストがかかり、それなりの負担感を伴う。このコスト感については、オンライン調査の導入についても、中長期的な検証が重要なことは部会の中でも意見があった。また、調査統計と行政記録情報とのリンクageについては、現状においてはかなり距離がある。調査実施者内部の体制、専門家の関与、インフラの充実といったことが同時に進まないと、一方的な理想だけでは実現できないので、こうした点も御配慮をお願いしたい。

→その点は、考えなければいけない。専門家の関与は非常に重要である。質問事項についても専門家の関与が必要である。すごい勢いで状況が変わっているので、専門家の知識も最新のものが必要であり、そのためには時間とコストがかかる。統計改

革推進会議においても、この点についてはコミットする方向になっている。今は経済統計が話題になっているが、医療もこれから大きな問題として取り上げられると思われる。

(5) 部会の審議状況について（諮問第101号「労働力調査の変更について」）

白波瀬人口・社会統計部会長から資料7に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・失業率については、統計の継続性を確保するため、当面、現行の完全失業率を公表していくこととしているが、「当面」とはどれくらいの期間なのか。また、「具体的な措置」とあるが、その内容について教えてほしい。
- 新たな未活用労働指標（新定義の失業率を含む。）は、ILO決議に準拠し、できるだけ国際比較可能性の高いカテゴリーにして公表することとしている。ただ、失業率という名称で複数の指標を公表していくことについては、部会でも望ましいことではないとの判断がなされたところである。そういう意味で、現行の完全失業率の名称をどうするかを含め、今までの時系列の踏襲性といったことも踏まえて、公表の仕方を検討する必要がある。また、新たな未活用労働指標については、平成30年からの公表を予定しているが、その際には現行の完全失業率とは違うものであるという単純な併記ではなく、当面は現行の完全失業率を主として使用することについて誤解のないような形で公表する必要がある。将来的には、失業率は一本化する方向である。
- 当面、現行の完全失業率による毎月の公表を維持し、新たな未活用労働指標と2つの補助指標については、四半期ごとの詳細集計で公表する予定である。したがって、新たな定義の失業率については、平成30年から四半期ごとに公表しつつ、季節調整が可能となる4～5年程度のデータを蓄積して、月次公表に向けた検証をしていくことを考えている。
- ・新たな未活用労働指標の公表に当たっては、利用者に丁寧な説明をお願いしたい。
- ・当面、現行の完全失業率を公表するとのことだが、「当面」とは「ずっと」ということか。
- 部会の中では、現段階において、何年後に、失業率を統一するのがよいとか、新定義による失業率が望ましいものとするのかといったことについての議論はしていない。
- ・現行の完全失業率をいつまでに公表するかについては、新たな未活用労働指標が社会的に市民権を得て、現行の完全失業率が余り使われなくなった時点で公表を止めることが適切であり、統計作成者側が決めることではないと考える。
- ・今回の審議に関連して、一言申し上げる。米国のBLS（労働統計局）では、世帯統計と事業所統計を有機的に組み合わせて労働統計を発表している。日本では、厚生労働省の毎月勤労統計と総務省の労働力統計は同じ労働統計であるが、統一感がなく、相互に補完していないことから、長期的には両統計を有機的に統合するよう

な方策が必要ではないかと考える。この点は、横断的課題検討部会や基本計画部会などで審議する必要があると考える。

## (6) その他

- ① 繊維流通統計調査における不適切な処理に関し、経済産業省から歴代担当職員等への聞き取り調査の結果と再発防止策について報告された。統計委員会としては、国民にとって重要な情報基盤である公的統計を不適切に操作することは極めて遺憾であり、他府省においても改めて襟を正し、精度の高い統計の作成・提供に引き続き努めることを求めた。また、再発防止策について種々の方策が示されているが、単なるお題目とせず確実に実行し、業務の状況を正直に共有できるような文化を築くことも必要であると指摘した。

主な発言は以下のとおり。

- ・ 21年まで請け負っていた請負事業者については、当時の担当者が退職しているので聞き取れなかったと記載されているが、外部委託を広範に進めている経済産業省にあって、請負事業者からの状況報告に制約がかかるのはよくない。今後は、契約の中で、調査事務を行う上で発生した事案について記録として残しておくことを義務付けるべきではないのか。
- 対処していきたい。
- ・ 再発防止策の中に、「文書保存の徹底」が記載されているが、それは実施省自身だけでなく請負事業者においても同様であると思う。また、関連文書の保存や個票データの保存の在り方は、経済産業省だけが対応すべき問題ではないと思う。
- 電子媒体の個票データの保存については、調査票情報等の管理に関するガイドラインにおいて、永年とすることを基本としており、各省ともにそれに沿った対応がなされていると認識している。関係文書の保存については、長期保存が徹底されていなかったと見受けられるが、今後、各省に適切に対応していただく。また、業務を受託した事業者との関係については、民間事業者の活用に関するガイドラインにより、必要とされる事項の仕様書への明記を基本としているところであるが、今般、このガイドラインを改正して、より適切なものとなるよう対応していく。- ・ 建前と実態とずれていることに気づいていたにもかかわらず、言い出せなかったという状況が見えてくる。総務省への申請上は平成21年まで回収率がほぼ100%とされていたとのことだが、正直に状況を明らかにし、手続を踏んでいけば、是正できた事案のようにも思える。統計に携わる上で大切なことはintegrity（誠実、正直）であると思うが、経済産業省だけではなく、各省とも今回の失敗から学ぶていくことが大事だと思う。
- ・ 本調査の過去のデータは、まだ経済産業省のホームページに掲載されているのか。つまり、問題を含んだデータが利用可能な状況が続いているのではないか。今回のような事案が発生した場合に、誤ったデータをどのタイミングで削除するのかについては、調査横断的な問題ではないかと思う。

→現在も閲覧可能な状況であるが、12月26日に公表した今回の事実関係とともに、調査を廃止していることも同時に見ることができるようにしているので、一定の注意喚起はしていると認識している。ホームページからの削除については、今後検討していく。

- ・作業がいわば密室で行われ、横の連携がなかったということだと思うが、今後、統計を作成する上で一人の担当者に任せきりにしないといった具体策が必要ではないのか。外部の第三者によるレビューだけでなく、内部チェックも効くようにすれば、リスクが分散できるのではないか。

② 内閣府から、国民経済計算年次推計の一部訂正について報告された。

なお、今回の一部訂正はGDPに影響を与える内容ではないが、国民経済計算の基準改定が昨年末なされたばかりというタイミングでもあることから、特に報告を求めたものである。

主な発言は以下のとおり。

- ・今回の計数誤りが発覚した契機を教えてください。

→外部の団体から1月末に経済活動別就業者数について照会があり、精査したところ、「専門・科学技術」「業務支援サービス業」、「教育」、「その他のサービス」に関する推計上の誤りが見つかった。同様の手順で推計している付表3全体をチェックする中で、「繊維製品」、「化学」、「電気機械」、「情報・通信機器」の労働時間数についても同様な誤りが判明した。

③ 次回の統計委員会は、3月21日（火）10時から開催する予定であり、具体的な場所も含め詳細については、事務局から別途連絡する旨、案内された。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>